

8月NEWS

(1) 税制情報

青色申告をしている法人、個人事業主を対象として生産性向上設備投資促進税制が平成 26 年 1 月 20 日から導入されました。

1、生産性向上設備投資促進税制とは

生産性向上設備投資促進税制とは、①最新設備を導入する場合（A 類型）または、②利益改善のための設備を導入する場合（B 類型）について、一定の条件の下で即時償却または税額控除 5%（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までは特別償却 50%または税額控除 4%）が認められるというものです。

つまり、本来は固定資産に計上し、耐用年数に応じて減価償却をしなければならない設備であっても、生産性向上設備投資促進税制の適用があると、投資を行った期に即時に全額償却（上述平成 28 年 4 月 1 日からは 50%）することが可能となります。または減価償却を行いながら、投資額の最大 5%分（上述平成 28 年 4 月 1 日からは 4%）税額を控除することが可能となります。

この制度を利用するためには、取得価額要件等を満たした上で、後述する確認を取る必要があります。上述の通り、①A類型と②B類型の 2 つのパターンがあり、それぞれ必要となる確認の方法が異なります。

制度の概要につきましては、経済産業省の下記の HP も併せて参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai140701.pdf

2、類型別による手続きの流れ

①A類型は、その製品が対象となるかどうか販売するメーカーが工業会等から確認書を受領し、その確認書番号をユーザーが申告書に添付するという形になります。そのため、ユーザーとしては購入前にメーカーに対象製品であるか確認する必要があります。

それに対して、②B類型は、手続きがやや複雑です。ユーザーが経産省所定の様式に従い利益改善のための設備であることを証明する資料を作成し、税理士・公認会計士がその資料を質問、閲覧し、内容の確認が取れた場合には事前確認書を発行します。ユーザーはこの事前確認書を添付の上、各地方経済産業局に確認申請書を提出し、経済産業局発行の確認書を取得する必要があります。

様式等につきましては経産省の下記のHPを参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

3、B類型における実務上のポイント

ここでは、実務上わかりにくいB類型のポイントを説明します。

経産省HP記載の「ご利用の手引き（B類型）」も併せて確認ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/B1.pdf

①、業種を問わず申請できます。例えば風営法対象の法人であっても申請が出来ます。

②、経済産業局の確認書の取得は、設備を取得する前に行う必要があります。経済産業局では標準処理期間として約1ヶ月を想定しています。また、経済産業局へは郵送によらずに出向き、面接を経て提出となります。提出件数の増加に伴い面接日時を予約するために10日ほど待ち日数がかかる場合もありますので、事前に待ち日数を経済産業局に確認ください。

面接時には提出資料をもとに経済産業局の担当官から説明を求められ、矛盾点や説明不足の部分があれば訂正や追加的な資料を求められます。面接時間は約1時間です。経済産業局における面接時の修正個所の確認も含め、上述の約1ヶ月が想定されています。

そのため、これら上述の期間を考慮に入れた上で、申請書を経済産業局に提出する準備を行ってください。

③、利益改善のための設備であることを証明するために、会社側で作成する資料のパターンとしては、新事業・新製品導入による売上増加、ソフトウェア導入における経費の削減効果など多岐にわたります。例えば、ある機械を導入することにより売上が増加するという場合であっても、その機械を導入することにより原価、販管費も増加する（例えば水道光熱費、減価償却費、償却資産税が増加する）ことになるのであれば、その影響も考慮の上で投資利益率が基準を達成することを示さなければなりません。

④、申請書（投資計画）の策定単位については、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位となります。例えば、工場の生産ラインの改善を行う投資の場合に、生産ラインに絞って効果を算出できる場合には、当該生産ラインが申請書（投資計画）の単位となり、その投資効果を測定する際に工場全体でないと測定できない場合には工場単位となります。また、オペレーションの改善に資する設備の場合として、会社全体の販売・生産管理システムを改善する投資などが考えられますが、その場合は、会社全体でしか効果を算出できない場合が想定されるため、会社全体が計画の単位となります。

⑤、必ずしも、顧問税理士の署名押印が必要となるわけではありません。そのため、当税理士法人のような作成実績のある事務所に別途依頼することも可能です。

（２）８月の主な税務

期限	内容
8月11日	7月分源泉所得税(但し源泉所得税の納税の特例を受けている場合は1月と7月の年2回納付となるため、今月の納付はありません)
8月11日	住民税の特別徴収税額の納付(但し住民税の納期の特例を受けている場合は年2回(6月と12月)に納付となるため、今月の納付はありません)
9月1日	6月決算法人の確定申告
9月1日	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
9月1日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
9月1日	12月決算法人の中間申告の半期分
9月1日	消費税の年税額が400万超の9月・12月・3月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
9月1日	消費税の年税額が4,800万超の5,6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

（３）スタッフの一言

夏真っ盛りです。今年もすでに暑い夏となっておりますが、予報では残暑も厳しいとのこと、体調管理に気を付けたいものです。

電力不足という言葉はほとんど聞かれなくなってきましたが、東京事務所は蛍光灯を外すなどの対策を継続して省エネに取り組んでおります。

緒方（東京）